

市からの 連絡帳

**12月は、固定資産税・都市計画税
第3期の納期です。**
～納付には、便利な口座振替を～
▶納税課 ☎ 042-460-9831

税・年金・保険

市税・国民健康保険料の 休日電話納付相談窓口

時 12月4日(土)・5日(日)
午前9時～午後4時
場 田無庁舎
●市税・納税課(4階)
●国民健康保険料…保険年金課(2階)
内 市税・国民健康保険料の納付および相談、納付書の再発行など
▶納税課 ☎ 042-460-9832
▶保険年金課 ☎ 042-460-9824

未分筆私道の非課税申告

敷地の一部が未分筆のまま道路として使用されている土地で、一定の要件を満たすものは、申告をすることにより道路部分の固定資産税・都市計画税が原則として翌年度から非課税となります。詳細はお問い合わせください。
▶資産税課 ☎ 042-460-9829

家屋を取り壊したとき

家屋を取り壊したときは、資産税課(田無庁舎4階)へご連絡ください。
また、表題登記がなされている建物を取り壊した場合は、不動産登記法により、所管の法務局に滅失の登記をしてください。
問 東京法務局田無出張所
☎ 042-461-1130
▶資産税課 ☎ 042-460-9830

認定長期優良住宅の 固定資産税を減額

次の要件を満たす住宅の固定資産税を一定期間、2分の1減額します(都市計画税を除く)。
□要件 ●「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に規定する認定長期優良住宅 ●令和3年1月2日～令和4年1月1日に新築された住宅 ●居住部分の床面積が50㎡(一戸建て以外の貸家住宅は40㎡)以上280㎡以下で当該家屋の2分の1以上 ●令和4年1月31日(月)までに、資産税課(田無庁舎4階)に必要書類を提出
□減額範囲 居住部分の床面積120㎡まで
□減額期間

住宅の種類	減額期間
3階建て以上の準耐火構造および耐火構造の住宅	新たに課税される年度から7年度分
上記以外の住宅	新たに課税される年度から5年度分

□必要書類 ●認定長期優良住宅に係る固定資産税の減額適用申告書 ●長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則第6・9・13条に規定する通知書の写し(認定長期優良住宅であることを証する通知書の写し)
申 市職員による家屋調査の際に、認定長期優良住宅であることをお申し出

ください。
▶資産税課 ☎ 042-460-9830

国民年金保険料の追納制度

国民年金保険料の免除・納付猶予・学生納付特例の承認を受けた期間があると、保険料を全額納めたときと比べ、将来受け取る老齢基礎年金の年金額が少なくなります。承認期間から10年以内であれば、さかのぼって保険料を納めることができます(追納)。追納することにより老齢基礎年金の年金額を満額に近づけることができます。
※原則、古い年度からの申込となります(3年度目以降は、当時の保険料に加算額がつかます)。
※一部免除の追納は、残りの納付すべき一部保険料を納めている必要があります。
持 本人確認できるもの(運転免許証・パスポート・年金手帳・マイナンバーカードなど)
申 保険年金課(田無庁舎2階)
市民課(防災・保谷保健福祉総合センター1階)
問 武蔵野年金事務所
☎ 0422-56-1411(ナビダイヤル)
▶保険年金課 ☎ 042-460-9825

国民健康保険加入者へ 医療費等通知書を発送

ご自身の健康と医療について認識を深めていただくとともに、医療費の適正化を目的として、国保加入者に医療費等通知書を令和3年11月末から順次発送しています。通知書には、受診年月・受診者氏名・医療機関などの名称・医療費の額(自己負担分+保険者負担分)・被保険者の支払った医療費の額(一部負担金額)などを記載しています。
対 西東京市国民健康保険にご加入中の方で、令和2年11月～令和3年6月に医療機関または柔道整復、はり、きゅう、あん摩・マッサージの施術に係る療養を受けた方
□注意
確定申告(医療費控除)の際に医療費等通知書を添付することで、令和3年1～6月までの診療などについては、「医療費控除の明細書」への記載を省略することができます。
【令和3年7～10月の診療などについて】令和4年2月に発送します。また、令和3年11～12月の診療についてはお持ちの領収書に基づいて別途「医療費控除の明細書」を作成して申告書に添付してください(この場合、医療費の領収書は、確定申告期限から5年間保存する必要があります)。
▶保険年金課 ☎ 042-460-9821

教育

受験生チャレンジ支援貸付事業

学習塾などの受講料、高校や大学などの受験料を無利子で貸し付けることで、一定所得以下の世帯の子どもの支援を行います。入学した場合は、申請により返済が免除されます。
□受講料貸付限度額
中学3年生・高校3年生など…20万円
□受験料貸付限度額
●中学3年生など…2万7,400円

●高校3年生など…8万円
対 在住世帯の生計の中心者
※貸付には条件があります。
□窓口開設日(西東京市社会福祉協議会)
時 (月)～(金) 午前8時30分～午後5時
※(祝)・(休)を除く
※詳細は ☎ にお問い合わせください。
問 西東京市社会福祉協議会
☎ 042-497-5073
▶地域共生課 ☎ 042-420-2808

外国から来た保護者のための 小学校入学前説明会を実施

日本の小学校を知らない外国から来た保護者が、安心して入学準備ができるように説明会を開催します。
時 令和4年1月16日(日)午前10時～11時30分
場 Zoomによるオンライン開催
対 小学校入学を控える子どもの保護者で、外国から来た保護者
定 10人
申 12月24日(金)までに、メールで件名「外国から来た保護者のための小学校入学前説明会」・保護者の氏名・子どもが行く小学校の名前・電話番号を ☎ の「外国から来た保護者のための小学校入学前説明会」係へ
□共催 NPO法人西東京市多文化共生センター(NIMIC)
問 西東京市多文化共生センター
☎ 042-461-0381
✉ nimicwith@gmail.com
▶文化振興課 ☎ 042-420-2817

福祉

庁舎窓口に手話通訳者を配置

両庁舎でのお手続、相談などで必要な場合にご利用ください。
□手話通訳者配置日 午後1時～5時

防災・保谷保健福祉総合センター	田無庁舎
12月1日(水)	12月17日(金)
令和4年1月5日(水)	令和4年1月21日(金)

※通訳者配置日以外にも手話通訳者を派遣します。詳細はお問い合わせください。
▶障害福祉課 ☎ 042-420-2804

スポーツ

令和4年度 社会教育団体・青少年健全育成団体の認定申請受付

◆**団体認定されると**
●社会教育団体…市内スポーツ施設の利用料の2分の1を減額
●青少年健全育成団体…向台運動場・市民公園グラウンド・芝久保運動場・健康広場の使用料免除
◆**条件**
□各団体共通 ●規約または会則があり、団体としての意思を決定・執行・代表することのできる機能および独立した経理・監査の機能が確立されている ●団体の実績が客観的に認められる ●政治・宗教活動または営利事業を主たる目的とする団体でない ●団体の本拠としての事務所または事務を行う一定の場所が市内にある
□社会教育団体 ●市内で社会教育活動を行っている ●団体の構成員の60%以上が在住・在勤・在学の方

□青少年健全育成団体 ●青少年の健全な育成のために中学生以下の児童・生徒を中心として10人以上で構成されている ●団体を構成する児童・生徒の90%以上が在住である ●指導者に対する謝礼・報酬などの支出がない
◆**提出書類**
●申請書(指定様式) ●会員名簿(指定様式) ●規約または会則 ●令和3年度事業報告書(申請時までの実績・見込み可)・決算書(決算見込書可)
●令和4年度事業計画書 ●令和4年度予算
※決算書(決算見込書)には、会計担当者の署名必須
◆**申請書(指定様式)の配布**
スポーツ振興課・スポーツセンター・総合体育館・きらっと、市HPからダウンロード
申 令和4年1月4日(火)～14日(金)に、上記提出書類を下記の施設へ直接持参
●スポーツ振興課(田無第二庁舎5階)
●スポーツセンター・総合体育館・きらっと ※1月4日(火)は休館日
※1月17日(月)以降は、スポーツ振興課のみで随時受け付けます。
※令和4年1月14日(金)までに申請をし、認定を受けた団体は2月1日(火)から申請した窓口で認定通知書を交付
▶スポーツ振興課 ☎ 042-420-2818

暮らし

田無庁舎に工事のための足場を設置します

田無庁舎空調設備改修工事の実施に伴い、今後、庁舎のまわりに工事のための足場を設置する予定です。田無庁舎と田無第二庁舎の間の通路などで、一部狭くなるところが生じます。安全を第一として工事を進めますので、皆さんのご理解とご協力をお願いします。
▶総務課 ☎ 042-460-9812

西東京都市計画都市高速鉄道および都市計画道路の図書の縦覧

西東京都市計画都市高速鉄道(西武鉄道新宿線)の決定、西東京都市計画道路区画街路都市高速鉄道西武鉄道新宿線付属街路1～8号線の変更および西東京都市計画道路3・4・17号東伏見線の変更について、関係図書を縦覧しています。
□縦覧場所 交通課(保谷東分庁舎)
▶交通課 ☎ 042-439-4435

わが家の耐震診断をしよう

建物の設計図を基に簡易耐震診断を行い、助言などを受けることができます。
時 12月18日(土)午前9時30分～午後0時30分
場 田無庁舎地下1階
対 市内の地上2階建て以下の木造一戸建てで、自ら所有し居住している方
※原則、昭和56年5月31日以前の建築
定 8人(申込順) ※1人35分程度
申 12月15日(木)までに電話で下記へ
□相談員 住みよい町をつくる会
▶住宅課 ☎ 042-438-4052

東京都施行型都民住宅入居者募集

都民住宅は中堅所得者向けの賃貸住宅で、仲介手数料・礼金・更新料が不要です。